12章　業務委託・請負・準委任　　第Ⅳ部　類型

成果物と検収

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この条項は何をしているのか

1　成果物があると請負に寄る

業務委託契約書に「成果物」と「検収」の条項があると、その契約は請負に近づきます。請負は仕事の完成を目的とする契約で、報酬は仕事の結果に対して支払われます（注1）。何を納め、それをどう確かめて受け取るかを書いた条項は、まさに「完成すべき仕事」を形にしたものです。

システム開発の裁判例では、請負か準委任かを判断するときに、完成物の具体的な内容が確定していたかがよく考慮され、事案によっては、仕事の完成が客観的に判断できるか、引き渡されたものの調査・検収が行われるか、といった事情も間接事実として検討されます（注2）。システム開発の委託では、準委任として結んだ契約でも、納品物や納期を定めていれば、成果に対して報酬を払う準委任と解され、成果物の納品が報酬請求の条件になると解されます（注3）。成果物と検収の条項は、契約の性質を判断する材料にもなります。請負と準委任の区別そのものは、別稿「請負と準委任の区別：何が違い、なぜ問題になるか」で扱いました。

2　検収が報酬支払の条件になる

民法の原則では、請負の報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に支払います（注4）。成果に対して報酬を支払う委任（成果完成型）も、成果の引渡しが要るときは、引渡しと同時です（注5）。民法は「引渡し」で区切っていて、注文者が中身を確かめることまでは求めていません。

契約書は、ここに検収を差し込みます。検収とは、納められたものを検査し、合格したものを受け入れることです（注6）。システム開発では、納品物が契約で定めた仕様どおりになっているかを委託者が確認する作業で、通常は最後の工程に置かれます。そのため、検収が完了したということは、法的には仕事の完成を意味すると考えられます（注7）。請負として組む契約では、完成した成果物の検収手続を設け、検収の完了を報酬支払の条件にしておくことが勧められます（注8）。**検収の完了を支払の条件にすると、報酬を請求できる時点は「引渡し」から「検収の完了」に移ります。**

書かなければどうなるか。報酬は引渡しと同時に支払うことになり、委託者は中身を確かめる前に代金を払う立場に置かれます。反対に、検収の条項を置いたのに手続を書いていなければ、受託者はいつ報酬を請求できるのかが分からなくなります。

二　よくある条項例

システム開発を委託する契約で、次のような条項を見かけます。

> （納期及び報酬）
> 第〇条　受託者は委託者に対し、本件業務の成果物であるシステムを、委託者が用意するサーバで動作させることができる状態で納品日：〇〇年〇月〇日までに納品し、委託者は受託者に対し、本件業務の対価として〇〇円（税別）円の委託料を、納品日の属する月の翌月末日までに支払う。（注9）

基本契約として作る業務委託契約書の雛形には、成果物の内容と検収の手順を本体に書かず、覚書に回す形のものもあります。

> 第3条（業務・料金等）
> 1　甲及び乙は、次に掲げる事項について別途覚書に定める。
> （1）本件業務の内容及び範囲（本件業務の成果（以下「成果物」という）を納品する場合にはその内容）に関する事項
> （中略）
> （6）成果物を納品する場合は、その期日、場所、検収の条件及び手順並びに権利の移転に関する事項（注10）

三　問題点

1　検収基準がない

一つ目の条項例では、成果物は「サーバで動作させることができる状態」のシステムとしか書かれていません。これでは委託者は、業務の進み具合や途中の成果物を確かめることができず、仕様の変更にも対応できなくなるおそれがあります（注9）。システムのように形のない成果物は、委託者と受託者の認識が食い違いやすく、委託料を支払う段階で問題になることが少なくありません（注11）。

何をもって合格とするかが書かれていなければ、合否の判断が委託者と受託者で食い違いやすくなります。受託者は「動いているのだから完成している」と言い、委託者は「求めていた水準に達していない」と言って、報酬の支払をめぐる争いになります。売買の取引基本契約では、検査

の方法や基準を定めて合否の判定で紛争が生じないようにすることが多く、具体的な内容は別紙や別の取決めに記載するのが一般的です（注12）。基準を一方の当事者が定める場合でも、相手方としては、少なくとも事前に開示を受けるか、協議して定めることにしておきたいところです（注12）。業務委託の検収の基準も、同じように考えられます。

二つ目の雛形は、検収の条件と手順を覚書で定めることにしています。覚書をきちんと作れば足りますが、覚書の作成が後回しになると、本体には検収の手がかりが何も残りません。

2　検収されないまま使われている

委託者が成果物を受け取り、業務に使い始めているのに、検収の手続を終えていないことがあります。検収の完了を報酬支払の条件にした契約では、検収が終わらない限り、受託者は報酬を請求できない形になります。

委託者は、検収を放っておいてよい立場にはありません。委託者にも検収に協力する義務があると一般に考えられており、合理的な根拠なく検収を拒むことは債務不履行に当たると考えられます（注13）。委託者が理由なく検収を拒んでいるだけで、受託者が予定された工程をすべて終えていれば、検収が終わっていなくても仕事の完成が認められることがあります（注13）。

検収の手続を形だけで済ませるのも危うい運用です。売上や支払を年度内に計上するために、未完成のまま検収書を出すことが実務では見られますが、実態を伴わない検収書は、最後の工程まで終わったことを裏付けるものではなく、仕事の完成の根拠になりません（注14）。逆に、検収が実際には行われず、検収がなくても報酬が支払われていたような場合には、検収の定めから請負と推認する力は大きく弱まり、準委任と認定される可能性があります（注15）。準委任と認定されれば、成果物の完成を求める根拠が細り、契約不適合責任の追及にも影響します。

取引に取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）が適用される場合や、従業員を使用する発注者（法人では、役員が2人以上いる場合を含みます）がフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）の対象となるフリーランスに委託する場合は、検収を遅らせて支払を遅らせることはできません。支払期日は、委託する側が給付の内容について検査をするかどうかを問わず、給付を受領した日（役務の提供の委託では、役務の提供を受けた日）から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間内で定めなければなりません（フリーランス法には再委託の場合の特例があります）（注16）。検収を基準にした支払の仕組みは、受領から60日以内に支払えるよう組んでおく必要があります。この点は別稿「代金の定め方・支払方法」で扱いました。

3　みなし検収条項の有無

検収の期限と、期限を過ぎた場合の扱いが書かれていなければ、検収はいつまでも終わりません。システム開発の委託契約では、「納品後○日以内に委託者から検収不合格の通知が出されなければ、検収があったものとみなす」という、いわゆるみなし検収の規定が置かれることがあります。受託者が納品をし、委託者が特に異議を述べないのは納品物に問題がないからだろう、という合理的な意思解釈を確認的に定めるものです（注17）。

みなし検収の定めがあると、委託者は決められた検査期間内に検収をしなければならなくなり、受託者は委託者の都合で検収を引き延ばされることを防げます（注18）。みなし検収がなければ、受託者は、委託者に検収を求め、応じなければ合理的な根拠のない拒絶として争うしかなく、三の2の状態から抜け出すのに手間と時間がかかります。

ただし、みなし検収は万能ではありません。みなし検収の要件を満たしていても、予定されていた最後の工程まで実質的に終わっていなければ、完成していないと判断されることはあります（注17）。完成が争われたときに、裁判所はみなし検収の定めを一定程度考慮して判断することがある、という位置づけです（注19）。

四　改善例

1　成果物を列挙する

まず、何が成果物なのかを特定します。業務がいくつかの工程からなるなら、工程ごとに成果物を書き出します。

> （定義）
> 第○条　本件業務による成果物とは、下記のものをいう。
> ①　要件定義書及びシステム設計書
> ②　プログラム及びソースコード
> ③　各種マニュアル
> ④　テスト計画及び結果
> ⑤　検査仕様書（注20）

成果物を具体的に書いておけば、検収で何を確かめるのかもはっきりします。後の仕様変更に備えて、中間成果物の提示や報告を義務付けておくのもよい方法です（注11）。

2　検収の手続を書く

次に、検査の基準と、納品から検収の完了までの手続を書きます。どのような作業で検収するのか、検収の基準となる検査仕様書、合否の判定方法、不合格のときの手続、委託者が合否を判定しないときの処理（みなし検収）を明記しておけば、システム開発に詳しくない委託者にも検収の作業が具体的に伝わります（注21）。

（甲：ユーザ、乙：ベンダ）
第●条（検査仕様書の作成）
甲は、前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙は検査仕様書の作成に協力するものとする。
第●条（本件ソフトウェアの検収）
1. 甲は、納入物のうち本件ソフトウェアについて、個別契約に定める期間（以下「検査期間」という。）内に、システム仕様書と本件ソフトウェアが適合するか否かについて、前条の検査仕様書に基づき検査を行うものとする。
2. 前項の検査の結果、本件ソフトウェアがシステム仕様書に適合することを確認した場合、甲は乙に対し、検査合格の旨を通知するものとする。
3. 第1項の検査の結果、本件ソフトウェアにシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示して通知し、修正又は追完を求める。乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、再度前二項の検査手続を行うものとする。
4. 検査期間内に甲が具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。
5. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。（注22）

検収は委託者が中心になって行うものなので、検査仕様書は委託者が作り、受託者には作成に協力する義務を負わせています（注23）。不合格のときは、委託者が理由を具体的に書いた書面を渡します。検収の合否は契約の履行を確かめる大事な場面なので、書面でやりとりして客観的に残しておくのが望ましいからです（注23）。4項がみなし検収、5項が検査合格と検収完了を結び付ける定めです。

3　工程ごとに成果物と支払を結ぶ

業務が長く、工程が多いときは、工程ごとに成果物の受取りや進捗と支払を結び付ける形にします。検収の完了を支払の条件にするなら、工程ごとの成果物にそれぞれ検収を置きます。システム開発には多くの業務が含まれ、途中で頓挫することも少なくないため、どの段階で委託料を支払うべきかが分かりにくくなるからです（注9）。

（報酬）
第○条　委託者は受託者に対し、下記のとおり、本件業務の委託段階ごとにその進捗状況に応じて、委託料を支払う。
1. 開発設計段階
①　コンサルティング料
本件業務に従事する受託者のスタッフ一人当たりの時給
②　システム設計料
システム設計料は○○円（税別）とし、前条①のシステム設計書及びこれを記録した媒体の引渡しと引き換えに支払う。
2. 開発実施段階
①　開発実施料は○○円（税別）とし、そのうち、○○円（税別）を開発実施開始時に、○○円（税別）をテスト実施時に、○○円（税別）を納品完了日後○日以内に、それぞれ支払う。（注20）

この条項例は、設計書の引渡しと設計料の支払を結び、開発の対価を3回に分けています。工程ごとの成果物と支払が対応していれば、途中で契約が終わったときに、どこまでの報酬が発生しているかも決めやすくなります。

五　書き分けの分岐

論点	委託者側	受託者側
成果物の書き方	工程ごとに具体的に列挙し、中間成果物の提示・報告を義務付ける（注11）	列挙は求められた範囲にとどめ、列挙にないものは成果物でないことを明確にする
検収の基準	検査仕様書を自ら作り、受託者に作成への協力を求める（注23）	基準を事前に開示させるか、協議して決める（注12）
検収の期間	検収を行える合理的な期間になるよう交渉する（注19）	期間を営業日で区切る
みなし検収	期間内に終えられない見込みなら、書面で異議を述べておく（注19）	期間内に異議がなければ合格とみなす定めを置く（注19）
支払との連動	検収の完了を支払の条件にする（請負として組む場合の書き方として、注8）	工程ごとに検収と支払を結び、未払の範囲を小さくする

委託者にとって検収は、受け取ったものが求めたものかを確かめ、その時点まで支払を止めておく手段です。受託者にとっては、検収が終われば報酬を請求でき、その後の不具合の扱いも検収を起点に区切られます。二で引いた雛形も、契約不適合の通知を検収完了後6か月以内に限っています（注24）。検収の時点がはっきりしていることは、双方にとって利益です。

準委任として組む場合は、ここまでの書き方を逆にします。成果物の内容を特定する書き方にはせず、納期ではなく作業期間で定め、検収手続の規定は置かず、納品・検収

を報酬支払の条件にしません（注8）。その代わりに、業務完了報告書の提出義務と、委託者がその報告書を確認する手続を定めます（注8）。とくに準委任では、成果に対して報酬を払うのか、作業に対して払うのかが成果物の完成を支払の条件にしているかどうかで分かれるため、報酬の支払条件は、一義的に明確になるように契約書に書いておく必要があります（注25）。

検収の後に見つかった不具合をどう扱うかは、別稿「契約不適合責任と期間制限」で扱います。売買の目的物の検査と検収は別稿「納品・検査・検収」、報酬の組み方は別稿「報酬の定め方：固定・従量・みなし報酬」が扱います。

参考文献等

（注1）民法632条
（注2）吉羽真一郎編集代表『条項解説 事例から学ぶシステム開発契約書作成の実務』（日本加除出版、2023）96〜97頁
（注3）前掲注2・28頁
（注4）民法633条
（注5）民法648条の2第1項
（注6）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）41頁
（注7）前掲注2・54〜55頁
（注8）前掲注2・99頁
（注9）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問61（委託料の対価となる業務・成果物が明確でない場合）
（注10）前掲注6・182頁（雛形第3条1項）
（注11）前掲注9・設問61の解説1
（注12）前掲注6・45〜46頁
（注13）前掲注2・56頁
（注14）前掲注2・55〜56頁
（注15）前掲注2・97頁
（注16）製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律3条1項、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律2条6項・4条1項
（注17）前掲注2・56〜57頁
（注18）前掲注2・65〜66頁
（注19）前掲注2・66頁
（注20）前掲注9・設問61の改善例
（注21）前掲注2・63頁
（注22）前掲注2・64頁の条項例2
（注23）前掲注2・65頁
（注24）前掲注6・183頁（雛形第5条1項）
（注25）前掲注2・100頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/seikabutsu-kenshu/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「成果物と検収」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。